

御代田町個別排水処理施設整備事業経営戦略

団 体 名 : 御代田町

事 業 名 : 個別排水処理施設整備事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

経営戦略策定の背景

当町の個別排水処理施設整備事業は、豊昇区、面替区を汚水処理区域として、平成12（2000）年度から事業着手して以降、処理区域の各世帯において浄化槽の設置を行い、平成16（2004）年3月に整備事業が完了しました。

平成27（2015）年度末の個別排水処理施設整備事業の普及率は100%で、水洗化率も約98%となっています。浄化槽への接続がほぼ完了しており、今後は維持管理や改築更新に重点を置いた経営の時代に入っていきます。

一方、少子高齢化の進行、生活様式の多様化、省資源化、経済成長の鈍化など、社会情勢は転換期を迎え、当町の下水道事業の今後の経営にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

下水道事業は、地方財政法で適正な経費負担に基づく独立採算の原則が定められており、平成26（2014）年8月には、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」の策定を行い、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを要請されました。

経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、計画項目として、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資計画）と、財政の見通しを試算した計画（財源試算）を、投資以外の経費も含めた上で収支と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画を策定することとされています。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度（17年経過）	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法非適用企業
処理区域内人口密度	40人/ha（平成28年3月末時点）	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	梨沢、久能、面替の3地区		
処理場数			
広域化・共同化・最適化 実施状況*1			

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	別表(第10条関係)		(消費税抜)		
	排水処理施設の規模		使用料(1か月につき)		
業務用使用料体系の 概要・考え方	10人槽以下		4,200円		
	11人槽以上20人槽以下		6,300円		
	21人槽以上30人槽以下		8,400円		
	31人槽以上40人槽以下		10,500円		
	41人槽以上50人槽以下		12,600円		
その他の使用料体系の 概要・考え方	51人槽以上		町長が定める額		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,536 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,147 円
	平成26年度	4,536 円		平成26年度	4,309 円
	平成27年度	4,536 円		平成27年度	4,473 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。個別排水処理施設は浄化槽のため、10人槽以下の1か月の料金分としている。(消費税込み)

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。(消費税込み)

③ 組織

職 員 数	<table border="1"> <tr><td colspan="2">組織図</td></tr> <tr><td colspan="2">建設水道課長</td></tr> <tr><td colspan="2">1名 ※</td></tr> <tr> <td>上下水道工務係 係長</td> <td>上下水道管理係 係長</td> </tr> <tr> <td>1名 ※</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>維持管理・工事 係員</td> <td>料金・負担金賦課徴収 係員</td> </tr> <tr> <td>正規職員2名</td> <td>正規職員2名 臨時職員2名</td> </tr> </table>	組織図		建設水道課長		1名 ※		上下水道工務係 係長	上下水道管理係 係長	1名 ※	1名	維持管理・工事 係員	料金・負担金賦課徴収 係員	正規職員2名	正規職員2名 臨時職員2名
	組織図														
建設水道課長															
1名 ※															
上下水道工務係 係長	上下水道管理係 係長														
1名 ※	1名														
維持管理・工事 係員	料金・負担金賦課徴収 係員														
正規職員2名	正規職員2名 臨時職員2名														
事業運営組織	※ 課長が係長兼務 職員数 計8名														

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・個別排水処理施設維持管理業務委託 ・個別排水処理施設汚泥処分業務委託 ・個別排水処理施設浄化槽修繕(単価契約)業務委託
	イ 指定管理者制度	実施状況なし
	ウ PPP・PFI	実施状況なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	実施状況なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	実施状況なし

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成26(2014)年度決算「経営比較分析表」を別紙のとおり添付しています。
経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となる分析表のことで、総務省自治財務局において作成されたものです。

2. 経営の基本方針

当町の個別排水排水施設整備事業では、料金収入で賄い切れない支出に対し、一般会計からの繰入金により財源確保していますが、今後も人口減少や、少子高齢化の進行、生活様式の変化、省資源化、経済成長の鈍化など社会状況の変化により、個別排水の使用料収入が減少傾向に転じる可能性があります。このような収入の確保が難しい状況の中、安定した個別排水処理施設整備事業の経営を進めるため、収支のバランスについて、常に留意していく必要があります。

当町の個別排水処理施設整備事業は、平成12(2000)年から設置事業を開始し、平成16(2004)年に整備完了となりました。現在は日常の維持管理業務の中で、故障の予防保全を行いながら、必要箇所の修繕等を行い、施設の延命化を図っているところです。今後も適正な維持管理の継続により利用者に対して「安定した個別排水サービスを持続的に提供する」ことを経営の基本方針とします。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

計画期間内での投資予定はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

当該事業における主な収入は、料金収入と一般会計繰入金となっています。
料金収入は定額制となっているため、使用水量の減少は直接には収入に影響はしませんが、浄化槽を設置している家屋が空き家となった場合は、浄化槽が使用されなくなり減収になります。今回の計画期間内では、浄化槽の利用者が減少する見込みで使用料収入を算定しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理業務を安定的、継続的に行うとともに、経費節減に取り組みます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	検討状況なし
投資の平準化に関する事項	検討状況なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	検討状況なし
その他の取組	検討状況なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後、面替、豊昇区の人口が減少傾向に推移すると考えられるため、現状の維持管理レベルを維持するためには、少ない収入減の中、恒常的に一般会計からの繰入金に依存していくことは、町財政においても好ましいことではありません。昨今の厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入による経営の安定化を図る必要があり、料金の適正化については、定期的に検討していく必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	検討状況なし
その他の取組	検討状況なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	検討状況なし
職員給与費に関する事項	個別排水処理施設整備事業特別会計から職員給与費の支出はありません。
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	浄化槽における薬品費、修繕費などの維持管理経費は、浄化槽における汚水処理機能の維持のために欠かせないものとなっています。現在、個別排水処理施設整備事業の維持管理業務については業者委託しており、委託業者の長年の知識、経験等により最適な維持管理状況を保っております。今後とも維持管理業務に関して委託業者と協議、連携のうえ、維持管理業務のさらなる効率化、経費節減等に向け、継続的に取り組んで参ります。
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	今後、本計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、計画期間の中間時である平成33(2021)年度に見直しを行うとともに、この経営戦略と実績の乖離が著しい場合、又は計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行います。また、現段階で把握できていない詳細項目についても、本計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていきます。 見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、計画策定(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、見直し(Action)の4つを踏まえたPDCAサイクルを活用し、実績との乖離が大きい場合は、事業全体の実施方針について改めて検討します。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		28年度 〔決算〕 見込	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
		26年度 (決算)	27年度 (決算)										
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	10,752	9,091	11,642	11,378	11,398	11,029	11,347	10,978	11,295	10,925	11,240	10,870
	(1) 営 業 収 益 (B)	5,470	5,556	5,503	5,530	4,839	4,781	4,722	4,666	4,608	4,550	4,492	4,396
	ア 料 金 収 入	5,469	5,555	5,501	5,528	4,837	4,779	4,720	4,664	4,606	4,548	4,490	4,394
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	(2) 営 業 外 収 益	5,282	3,535	6,139	5,848	6,559	6,248	6,625	6,312	6,687	6,375	6,748	6,474
	ア 他 会 計 繰 入 金	5,282	3,535	6,139	5,848	6,559	6,248	6,625	6,312	6,687	6,375	6,748	6,474
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	7,156	6,710	8,045	7,731	8,098	7,678	7,943	7,520	7,782	7,356	7,615	7,187
	(1) 営 業 費 用	5,750	5,376	6,784	6,545	6,988	6,645	6,988	6,645	6,988	6,645	6,988	6,645
ア 職 員 給 与 費													
イ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他	5,750	5,376	6,784	6,545	6,988	6,645	6,988	6,645	6,988	6,645	6,988	6,645	
(2) 営 業 外 費 用	1,406	1,334	1,261	1,186	1,110	1,033	955	875	794	711	627	542	
ア 支 払 利 息	1,406	1,334	1,261	1,186	1,110	1,033	955	875	794	711	627	542	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3,596	2,381	3,597	3,647	3,300	3,351	3,404	3,458	3,513	3,569	3,625	3,683	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,403	1,427	1,451	1,475	1,499	1,525	1,550	1,576	1,602	1,629	1,657	1,684
	(1) 地 方 債												
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	1,403	1,427	1,451	1,475	1,499	1,525	1,550	1,576	1,602	1,629	1,657	1,684
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	4,503	4,574	4,649	4,723	4,799	4,876	4,954	5,034	5,115	5,198	5,282	5,367
(1) 建 設 改 良 費													
イ ち 職 員 給 与 費													
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	4,503	4,574	4,649	4,723	4,799	4,876	4,954	5,034	5,115	5,198	5,282	5,367	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 3,100	△ 3,147	△ 3,198	△ 3,248	△ 3,300	△ 3,351	△ 3,404	△ 3,458	△ 3,513	△ 3,569	△ 3,625	△ 3,683	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	26年度	27年度	28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
		(決算)	(決算)	〔決算見込〕									
収支再差引	(E)+(I)	(J)	496	△ 766	399	399							
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	701	1,197	431	830								
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	1,197	431	830	1,229							
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	黒字(P) (N)-(O) 赤字(Q)												
赤字比率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		92	81	92	91	88	88	88	87	88	87	87
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	5,470	5,556	5,503	5,530	4,839	4,781	4,722	4,666	4,608	4,550	4,492
地方財政法による資金不足の比率	((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)		84,851	80,276	75,627	70,904	66,106	61,230	56,275	51,241	46,126	40,928	35,646

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	26年度	27年度	28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
		(決算)	(決算)	〔決算見込〕									
収益的収支分		5,282	3,535	6,139	5,848	6,559	6,248	6,625	6,312	6,687	6,375	6,748	6,474
うち基準内繰入金		5,282	3,535	6,139	5,848	6,559	6,248	6,625	6,312	6,687	6,375	6,748	6,474
うち基準外繰入金													
資本的収支分		1,403	1,427	1,451	1,475	1,499	1,525	1,550	1,576	1,602	1,629	1,657	1,684
うち基準内繰入金		1,403	1,427	1,451	1,475	1,499	1,525	1,550	1,576	1,602	1,629	1,657	1,684
うち基準外繰入金													
合 計		6,685	4,962	7,590	7,323	8,058	7,773	8,175	7,888	8,289	8,004	8,405	8,158

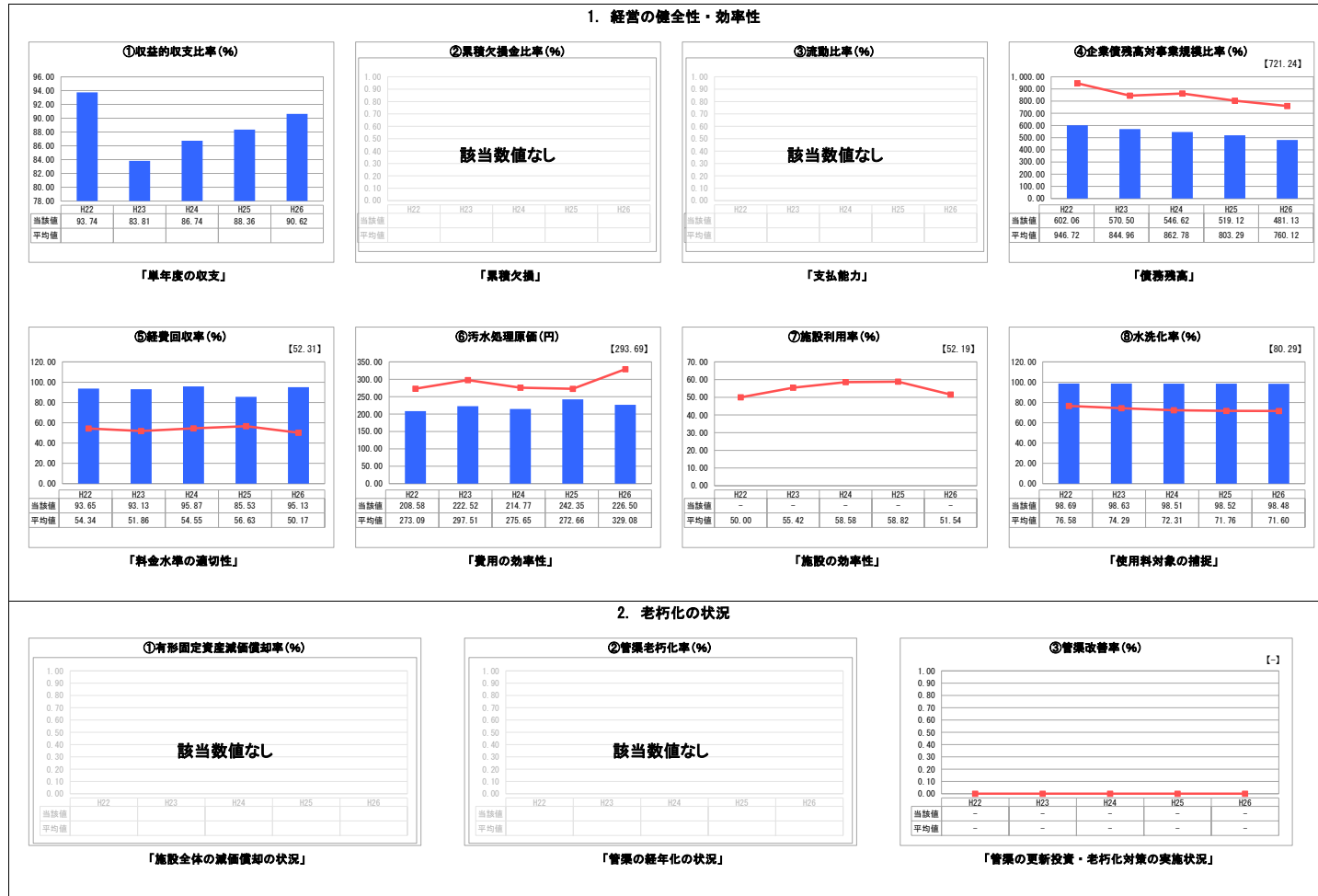
経営比較分析表

長野県 御代田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ² 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	1.71	100.00	4,536

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
15,455	58.79	262.88
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
264	0.07	3,771.43

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
□ 平成26年度全国平均



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ① 収益的収支比率
一時数値が減少しましたが、この5年間では年々改善しており、現在は90%台になっています。今後、地方債の償還が進むことで数値は改善していく見込みです。
- ④ 企業債残高対事業規模比率
類似団体の平均値を下回る数値となっています。地方債残高が少ないことが要因であると考えられ、企業債償還が進むことで数値はさらに改善することが見込まれます。
- ⑤ 経費回収率
類似団体の平均値との比較でも、高い水準で推移しています。
- ⑥ 汚水処理原価
類似団体の平均値より低い水準であり、処理コストが抑えられていると考えられますが、経年比較では変動があるため、今後、維持管理費を抑制していく必要があります。
- ⑦ 施設利用率
実績がないため比較検討できません。
- ⑧ 水洗化率
水洗化率(接続率)は100%に近い高水準を維持しています。

2. 老朽化の状況について

個別排水施設については、定期的な点検作業と状況に応じた修繕を実施することで施設の延命化を図っています。

全体総括

個別排水処理事業を今後も継続的に実施するためには、維持管理費の削減、適正な料金設定など総合的な取り組み、経営の健全化・効率化を目指す必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。